

「古墳時代の水のマツリ」（三重県埋蔵文化財センター 穂積裕昌氏）の概要

はじめに

穂積氏の考える古墳時代の祭祀、特に水を中心とした祭祀儀礼についてご講演いただいた。その中で、いわゆる湧水点、水源に関わるマツリと、導水施設を用いるような水に対するものをどのように考えていくのかということにも視点を置いて話をされた。

まず、前史として縄文時代には、群馬県矢瀬遺跡や東京都下宅部遺跡などで確認されているものを典型例とする「水場遺構」について、湧水点を中心とした場が、水を採取する場として重要であるばかりでなく、生産や貯蔵、そして祭祀の空間などとして、多目的に利用される特徴を整理された。

また、弥生時代には、福岡県長野小西田遺跡や神奈川県池子遺跡群などで、木器生産にかかる貯木場や水晒し場など、生産に特化した水場が確認されていることが紹介された。一方、古墳時代にも続いていく祭祀空間で大型建物と井泉がセットを構成する動きが、弥生時代にあるということを、大阪府池上曾根遺跡をはじめ、鳥取県茶畑山道遺跡、奈良県唐古・鍵遺跡などを例に指摘され、これらは「水場」が目的に応じて特化していく方向性を示すものとされた。

祭祀・儀礼の場としての井泉空間について

「祭祀」については、本来、神という対象があって行われるものであり、占いである“卜定”、祭祀者の身を祓う“禊ぎ”、言語とともに行う“祓い”、蠢く悪霊といったものを強制鎮圧する“鎮”、神社などへ捧げ物をする“奉幣”がある。これに対し、死者に対して行われるのは「喪葬」であり、それらとは区別すべきであるが、発掘調査で出てくる遺物等は、あまり分けることなく何でも「祭祀」ということで一括してしまうことが多く、注意が必要であると指摘された。

古墳時代における、祭祀・儀礼の場としての井泉空間の成立について、奈良県纏向遺跡の大型井泉や兵庫県藤江別所遺跡の井泉、愛知県八王子遺跡や三重県古轡通りB遺跡の大型建物や四面庇付き建物と井泉がセットで構成される儀礼空間、奈良県南紀寺遺跡の儀礼空間などを解説し、群馬県の中溝・深町遺跡や三ツ寺I遺跡にも同様な事例があることを紹介された。

また、穂積氏自身が調査を担当された三重県の城之越遺跡では、石組みの井泉を中心とする祭儀場と四面庇タイプといわれるような建物が100m離れており、よりスケール感が大きくなっていることを紹介した。この城之越遺跡と同じような構成を持つものとして、伊勢神宮の内宮にある荒祭宮を取り上げ、その前面にある谷を遡った所にある御井との関係が城之越遺跡の構造と非常に類似点があることを指摘した。さらに、三重県の六大A遺跡の井泉から出土している玉と木製の刀形が、『日本書紀』に書かれている神話と共通性があり、前代の古墳時代以来の何らかの儀礼というものを反映している可能性があるとの見方を示した。

この他、『日本書紀』、『続日本紀』、『風土記』、『中臣の寿詞』、『万葉集』などにある水の祭祀に関わる記述から、井泉が非常に重要なマツリの対象たるものとして存在していたということを紹介された。

穂積氏は、模式図を提示し、こうした井泉のある儀礼空間には、①大型の造成空間がある、②大型建物とのセットがある、③独立した場に設けられる、④開発地の源流点である井泉、⑤空間を隔しない個々の井泉、といった要素により階層性があるとして、上位から、

- ・独立の造成を伴った祭祀空間がある（南紀寺遺跡や城之越遺跡）

- ・独立の祭儀空間がみつめられる（古轡通りB遺跡や奈良県阪原阪戸遺跡）
 - ・集落または開発地内に単独で井泉が存在する（群馬県熊野堂遺跡、三室間ノ谷遺跡）
- と見てはどうかとの考えを示された。

導水施設に関して

穂積氏は、導水施設については、現在、通説的には水のマツリに関連するものと考えられる研究者が多いが、特に機能に関してはまだ評価が定まっていないのではないかと考えを示した上で、考古学的にこうした施設等をどのように捉えるかについて見解を述べられた。

いわゆる「導水施設」は、奈良県南郷大東遺跡の導水施設を典型例とし、「貯水池あるいは大型の溝や川などから溝や木樋で導水した水を、遮蔽施設や覆屋などで構成された特定区域内に引き込み、その中に据えた木槽や槽付き木樋に水を通して、何らかの行為を行うための施設」と定義した。

その上で、その性格に関してこれまで提起された説には、浄水機能を想定する“水のマツリの場”・“死者に捧げる水の採取場”・“禊ぎの場”、必ずしも浄水を前提としない“殯所”・“トイレ”・“産屋”などがあることが紹介され、首長が主宰した水に関わる祭祀を実修した祭祀施設あるいは王権祭祀の実修施設とみる考えが通説的な地位にあるとされた。

ただし、穂積氏は、古代祭祀の一般的なあり方は、露天で行う「庭上祭祀」が基本であるとし、「浄水化」機能についてもその効果については疑問を呈され、ご自身は、基本的には遮蔽施設・覆屋内で、流水を利用した実用的な施設とみる考えを示された。また、実用的な施設の民俗例として、岐阜県飛騨市宮川町の木樋や槽を使った山水の利用システムの例を紹介されたが、導水施設は集落との位置関係や施設を原形として埴輪化された埴形埴輪の存在などからも、実用・生活機能のみで理解されるものではないことも示唆された。

三重県松阪市の宝塚1号墳に置かれた埴形埴輪には、湧水系と導水系のものが見られる。遮蔽施設いわゆる囲いに囲われた建物があり、導水施設の方も井泉・湧水的なものもその中に入っている。大阪府の心合寺山古墳や御廟山遺跡、和歌山県の車駕之古址古墳などの埴形埴輪も同様であり、囲いに食い違い入口を構成するというあり方も非常に似ている。これらは厳重に圍繞された非常に閉鎖的な空間であり、城之越遺跡などの湧水点の祭祀などの開放的な空間とは、かなりの違いがある。今でも伊勢神宮には、365日朝夕神に供える水を汲み上げる上御井神社があり、このような閉鎖した空間で水を採取している事例があるが、これが古墳時代まで遡るかどうかは別であるとされた。

埴形埴輪で表現された施設については、魏志倭人伝や『隋書倭国伝』の記述から、地位の高い人は死後、墓を作ってから葬るので、その間は遺体を護持することになる。『日本書紀』にある「殯歛の処」というのはまさに殯の所とみられる。殯は『日本書紀』や『古事記』、『令集解』などの記事から、死者の魂が荒びないようにいろいろな行為をすることで、その行為を行う場所が殯宮であり、殯所であり、喪屋であったとの考えを示した。また、その構造についても一致するような記述が見られることや、その中で死者の魂が荒びないようにいろいろな行為が行われたことを解説された。

さらに、喪葬令や中国の『古文孝経』、『礼記』にある「中霤において浴す」が、部屋の中央において遺体を洗うということであり、宝塚1号墳のような井泉系の埴形埴輪、導水施設を内蔵する埴形埴輪は、遺体を洗うという機能と非常に親和的ではないかと指摘をされた。

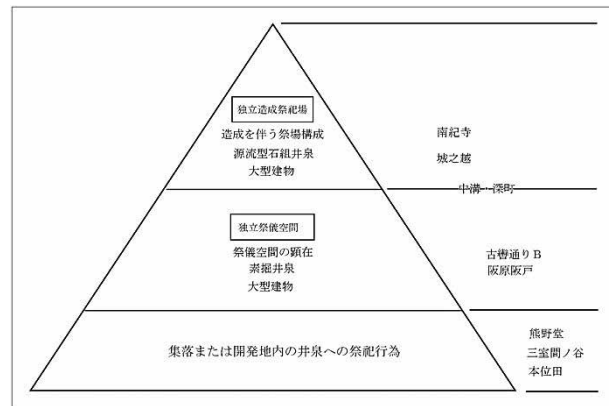


図1 井泉のある儀礼空間の階層性模式図

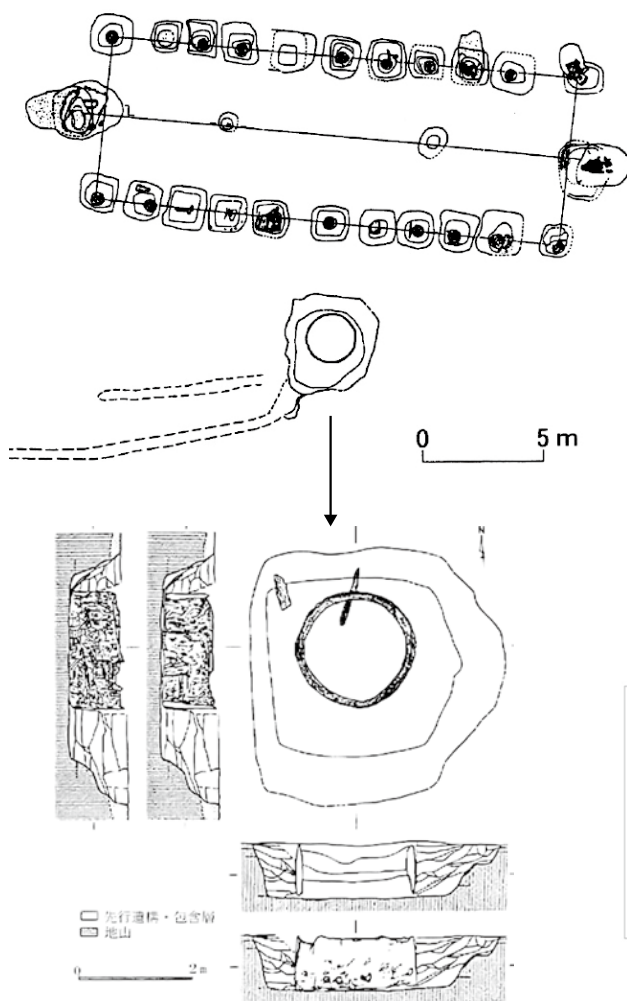


図2 池上曽根遺跡の大型建物と大型井戸

(秋山浩三 1999「池上曽根遺跡中核部における大形建物・井戸の変遷(上)」『みずほ』28)

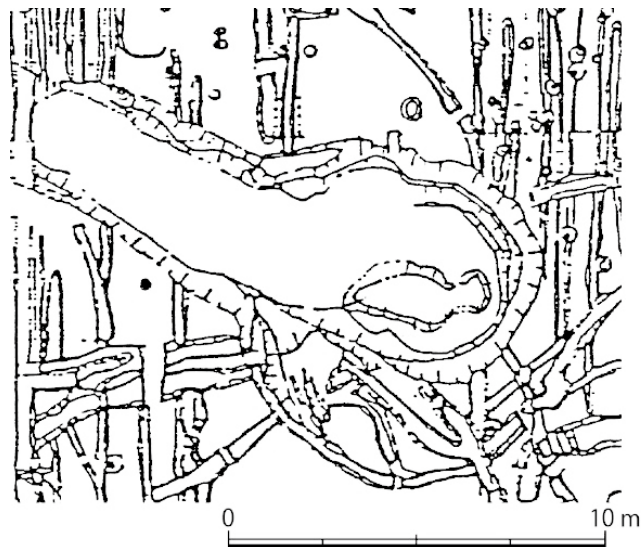


図3 纏向遺跡第48次調査の大型井泉

(桜井市教育委員会 1987『纏向遺跡・纏向小学校地区第6次発掘調査資料』)

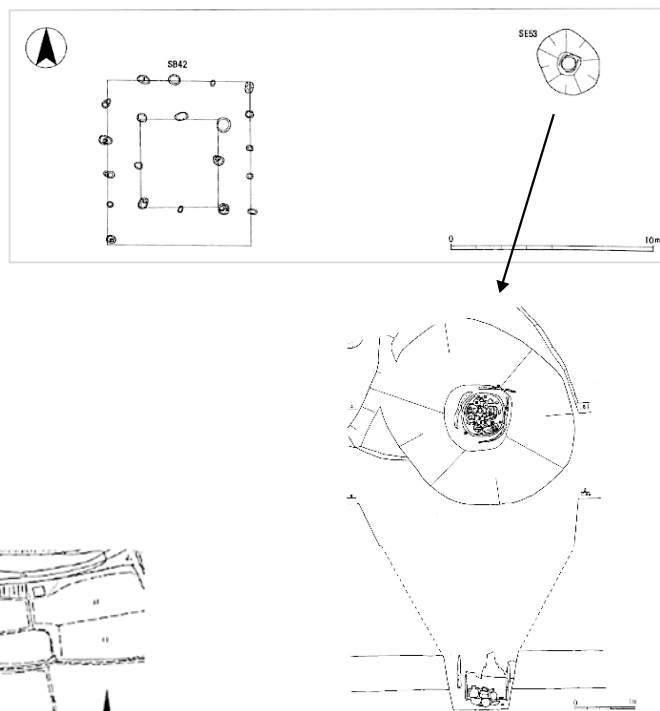


図4 三重県古響通りB遺跡の儀礼空間

(三重県埋蔵文化財センター 2000『古響通りB遺跡・古響通りB古墳群発掘調査報告』)

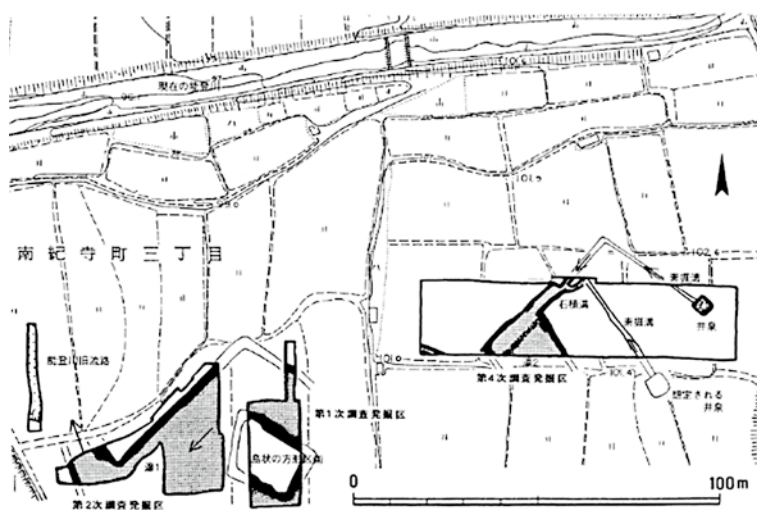


図5 奈良市南紀寺遺跡の儀礼空間(石組井泉と貼石溝、方形池と鳥状施設)

(森下浩之 1998「奈良市の南紀寺遺跡」『日本の信仰遺跡』奈良国立文化財研究所学報第57冊)

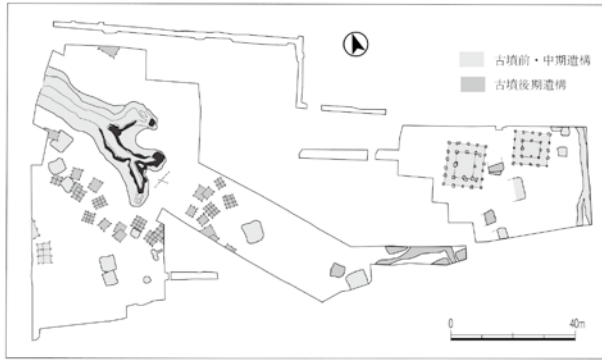


図6 三重県城之越遺跡の儀礼空間
(穂積裕昌 2012『古墳時代の喪葬と祭祀』雄山閣)

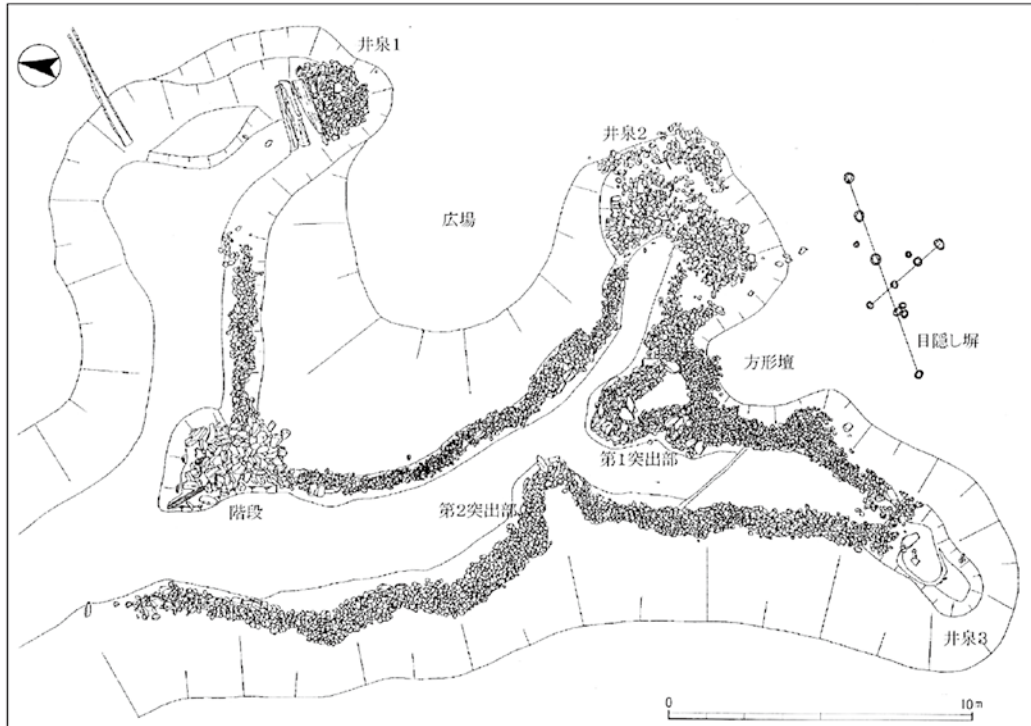


図7 城之越遺跡の貼石祭儀場
(上野市教育委員会 1998『城之越遺跡(2次)発掘調査報告』に加筆)

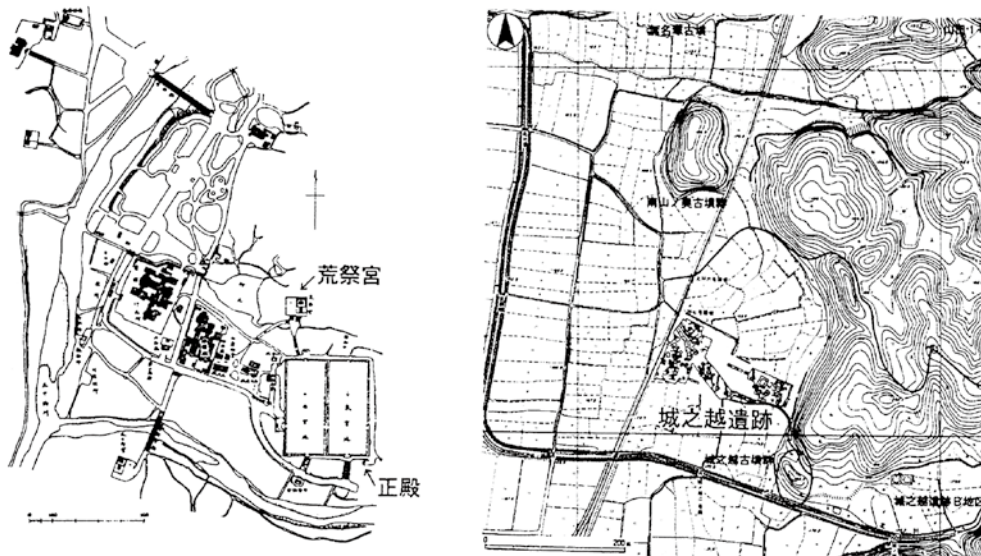


図8 伊勢神宮内宮(皇大神宮)と城之越遺跡の立地比較
(左: 福山敏雄 1976『伊勢神宮の建築と歴史』日本資料刊行会、
右: 上野市教育委員会 1998『城之越遺跡(2次)発掘調査報告』)

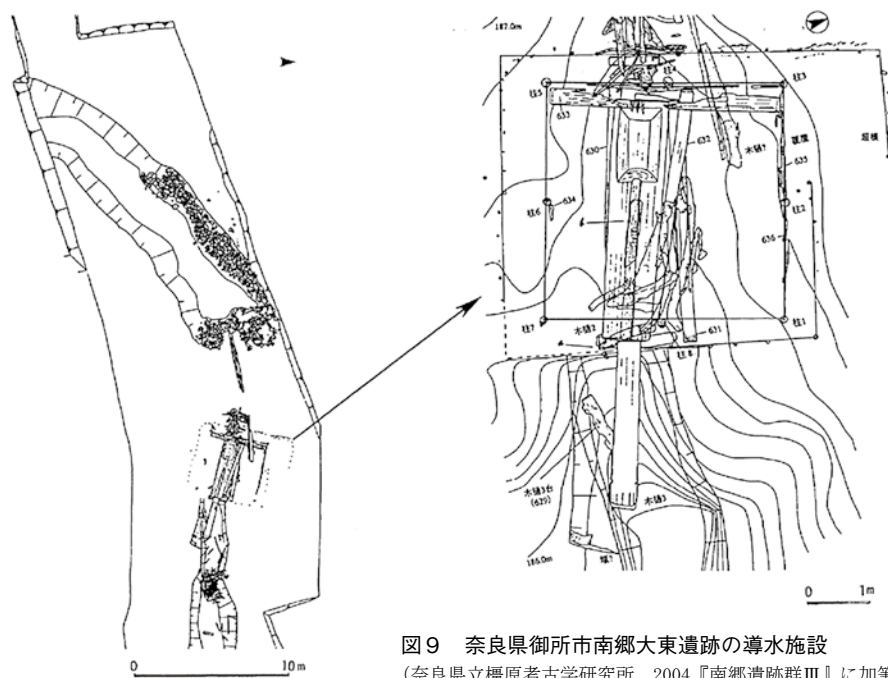


図9 奈良県御所市南郷大東遺跡の導水施設
(奈良県立橿原考古学研究所 2004『南郷遺跡群Ⅲ』に加筆)

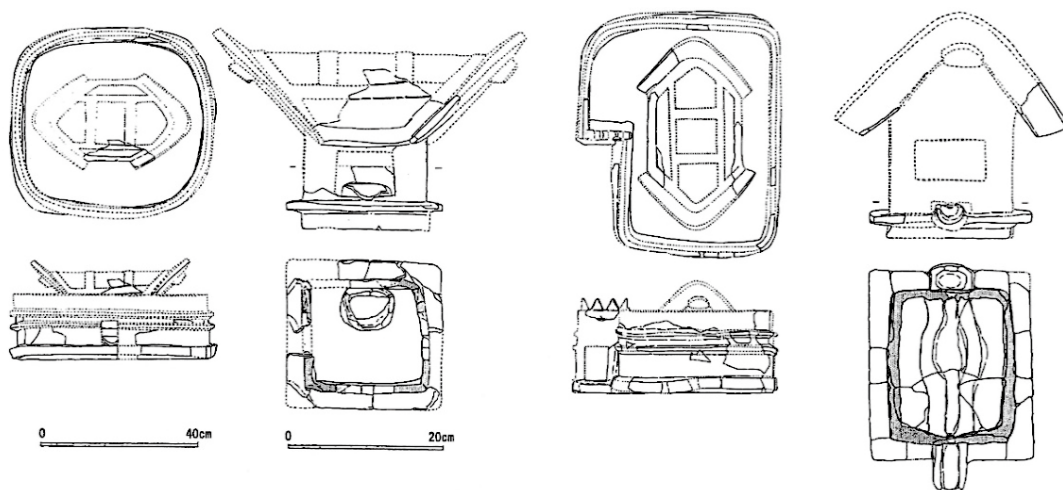


図10 松阪市宝塚1号墳の圀形埴輪（左：湧水施設型、右：導水施設型）
(松阪市教育委員会 2005『三重県松阪市 史跡宝塚古墳』)

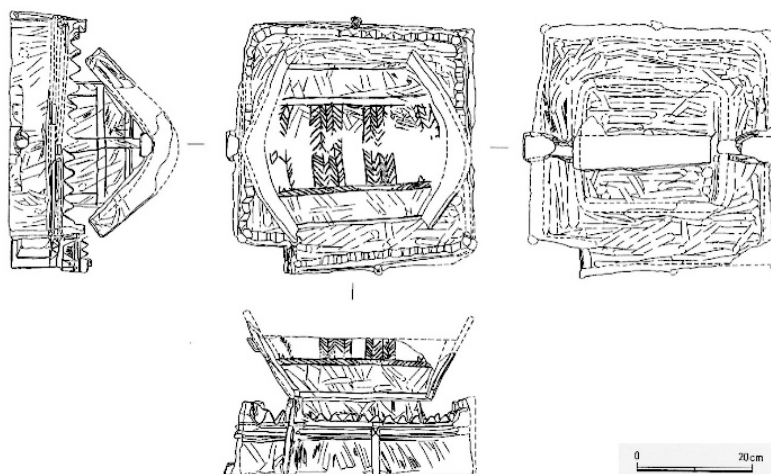


図11 大阪府心合寺山古墳出土圀形埴輪
(八尾市教育委員会 2001『史跡心合寺山古墳発掘調査概要報告書』)

まとめ

井泉を祀る祭祀とは、湧水点、源流祭祀、水源祭祀といろいろあるが、農耕に基盤を置いた社会には極めて重要な意味をもつもの。その中で、南紀寺遺跡や城之越遺跡の貼石遺構というのは、施設造作にかかる作業量や質、出土遺物の優秀さなどから首長層の介在を予感させるものであり、祭祀行為が明確に首長の諸活動の一環として把握できる。ここに古墳時代の祭祀研究が首長制論と交わり、王権研究の一翼を担う重要なテーマとして明確化される。

この祭祀の淵源は、畿内の大型弥生集落内の象徴空間に営まれた大型井戸と大型建物のセットのなかに見出すことができ、首長層による「祭祀的基盤の共通性」を背景に列島各地にもその祭祀観念が波及した。井泉と大型建物を核とした祭場形成は、聖水意識を共有して実修された「祭式」の共有、つまり、各地でみられるいわゆる四面庇付き建物と井戸・井泉のセットは、ヤマト王権による、基本構成を同じくした祭場形成や儀礼・所作の地域への導入を契機としている。

一方、導水施設とは何か。「古墳という装置」の本質は、凶癘魂の依り憑きを排して死者霊を和んだ状態のまま永続的に保つための様々な仕掛けが施された葬所であり墓所であるとみることが基本である。穂積氏は、そこに置かれる導水施設を原形として埴輪化された圀形埴輪は、水のマツリに関連する施設という一つの非常に重要な仮説があるのは承知しているとしながら、その中で死者霊を鎮める殯所の一施設（喪葬施設）と考えたうえで、導水施設、圀形埴輪を殯所の一連の施設と捉えることによって、大化前代の喪葬であるとか、古墳の本質的機能に関わる新たな統合的解釈が生まれてくる地平が拓けるのではないかと意見を提示され、講演をまとめられた。（中屋克彦）

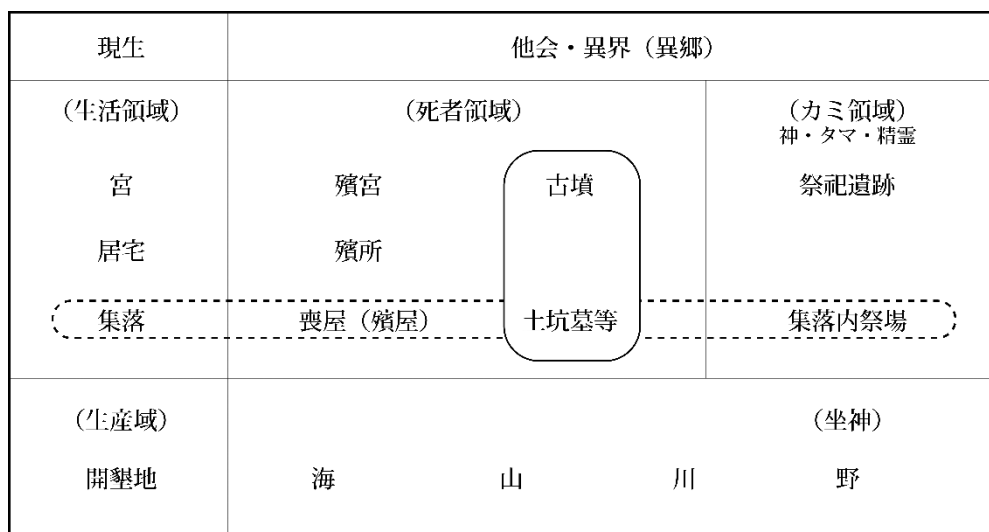


図 12 古墳時代の時空間構成モデル（穂積裕昌 2021『古墳時代喪葬遺跡再考』）

※本稿は穂積氏の講演を、ご本人に確認の上、中屋がとりまとめたものである。

中能登町徳丸遺跡の縄文土器

久田正弘

1. はじめに

当センターでは、報告書刊行済み遺跡の遺物再整理に着手しており、その成果の一部として徳丸遺跡の未報告実測図を提示した（久田2022）。ここでは、発掘調査報告書と前号（久田2022）に掲載した縄文土器を調査区・遺構別に提示し、遺跡を理解する一助としたい。

2. 調査の概要

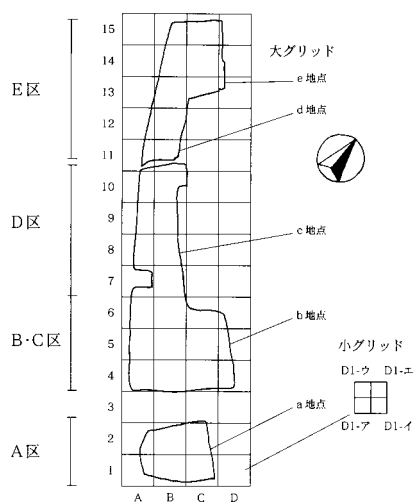
徳丸遺跡は、鹿島郡中能登町（旧鹿西町）徳丸地内に位置する遺跡（第1図）であり、北側の眉状山系から邑知地溝帯に向かう斜面地に立地する（第2図★）。調査区は南側からA～E区が設定（第3図）され、縄文土器はE区Ⅲ面（第4図）を中心に出土し、D・B区でも出土している。ここでは岡本ほか2004・久田2022を一体化して地区・遺構別に提示するが、実測図の修正と新たに拓本と実測図を追加したことを断っておく。



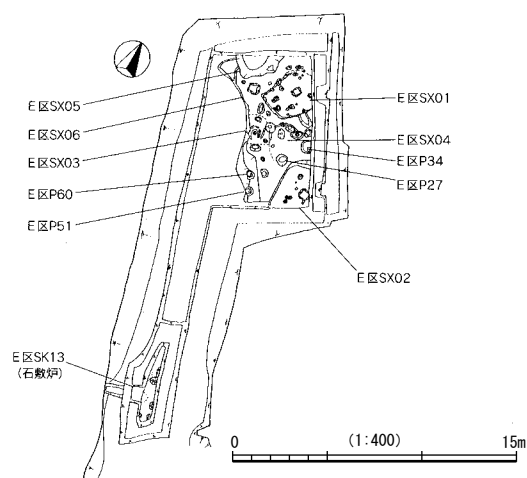
第1図 石川県全体図



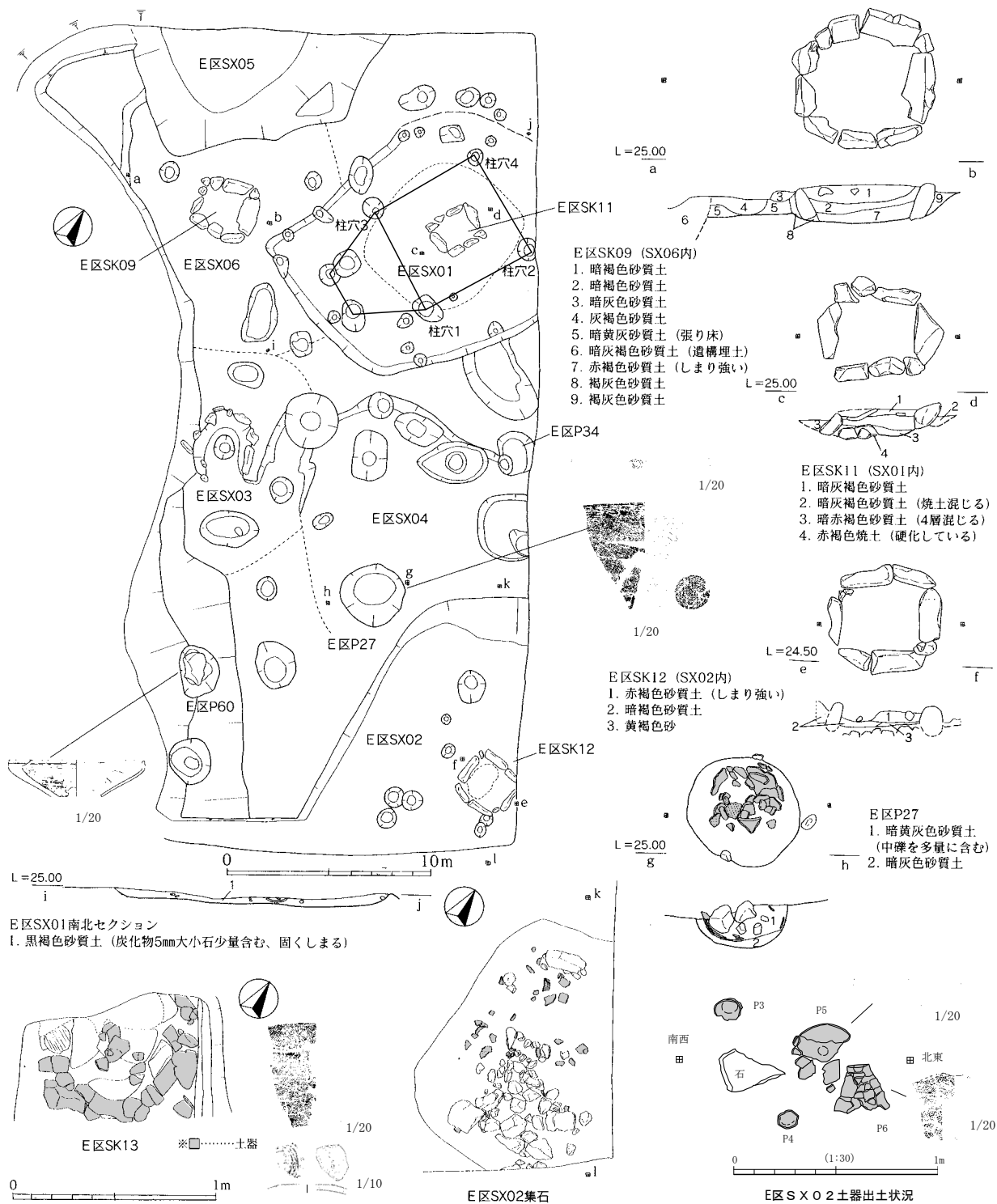
第2図 周辺の遺跡

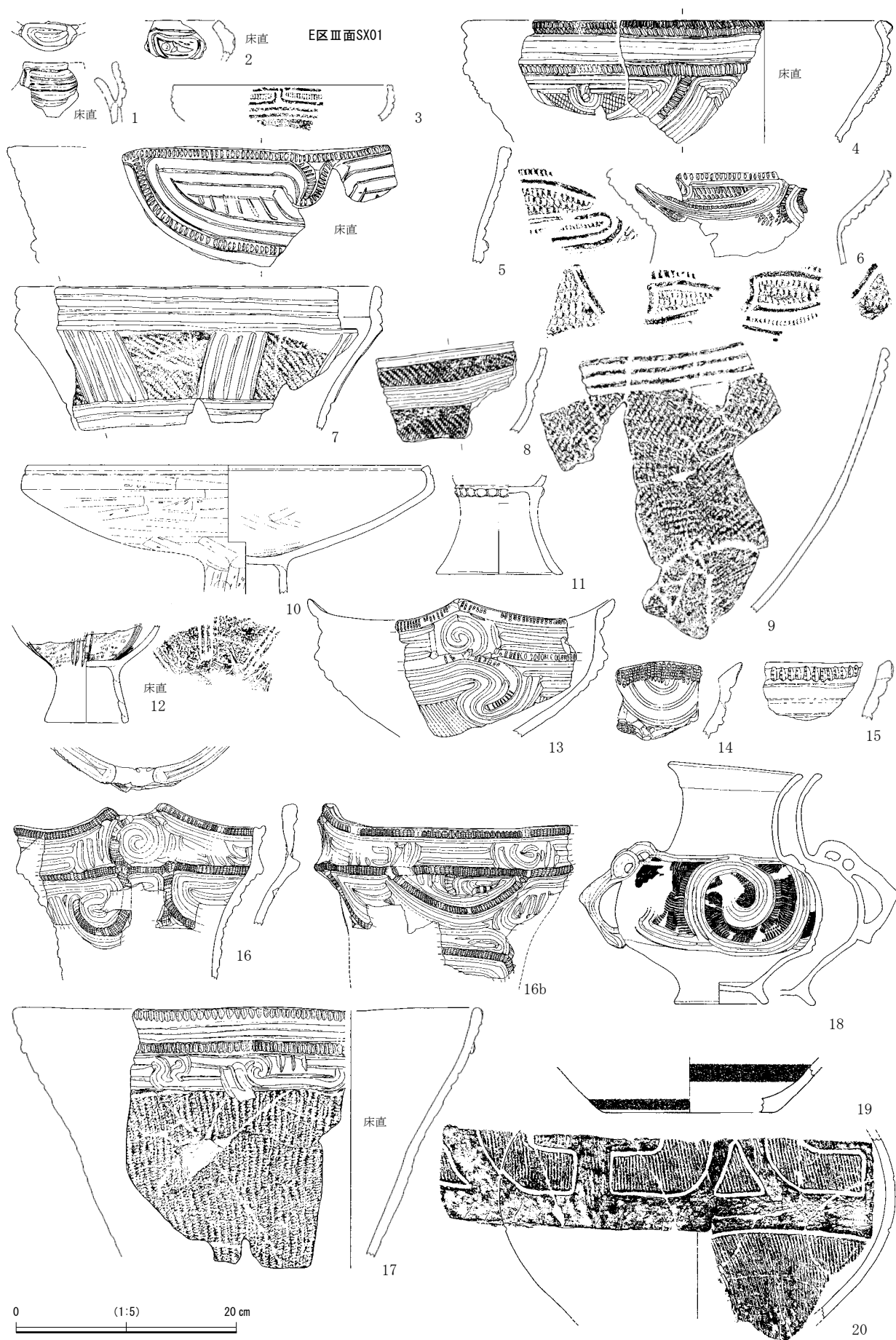


第3図 調査区グリッド配置図



第4図 E区Ⅲ面全体図



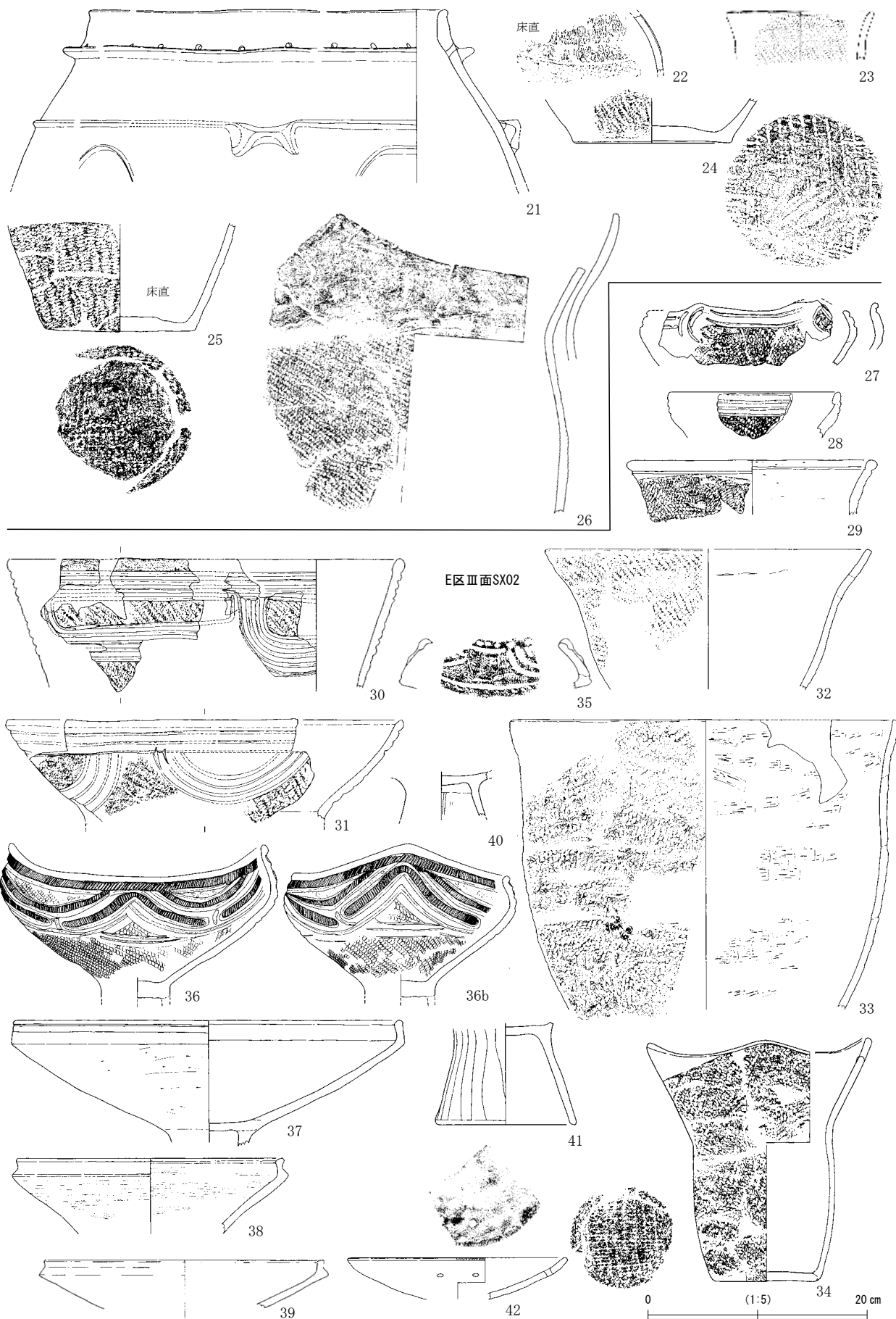


第6図 E区遺構出土縄文土器1 (S=1/5)

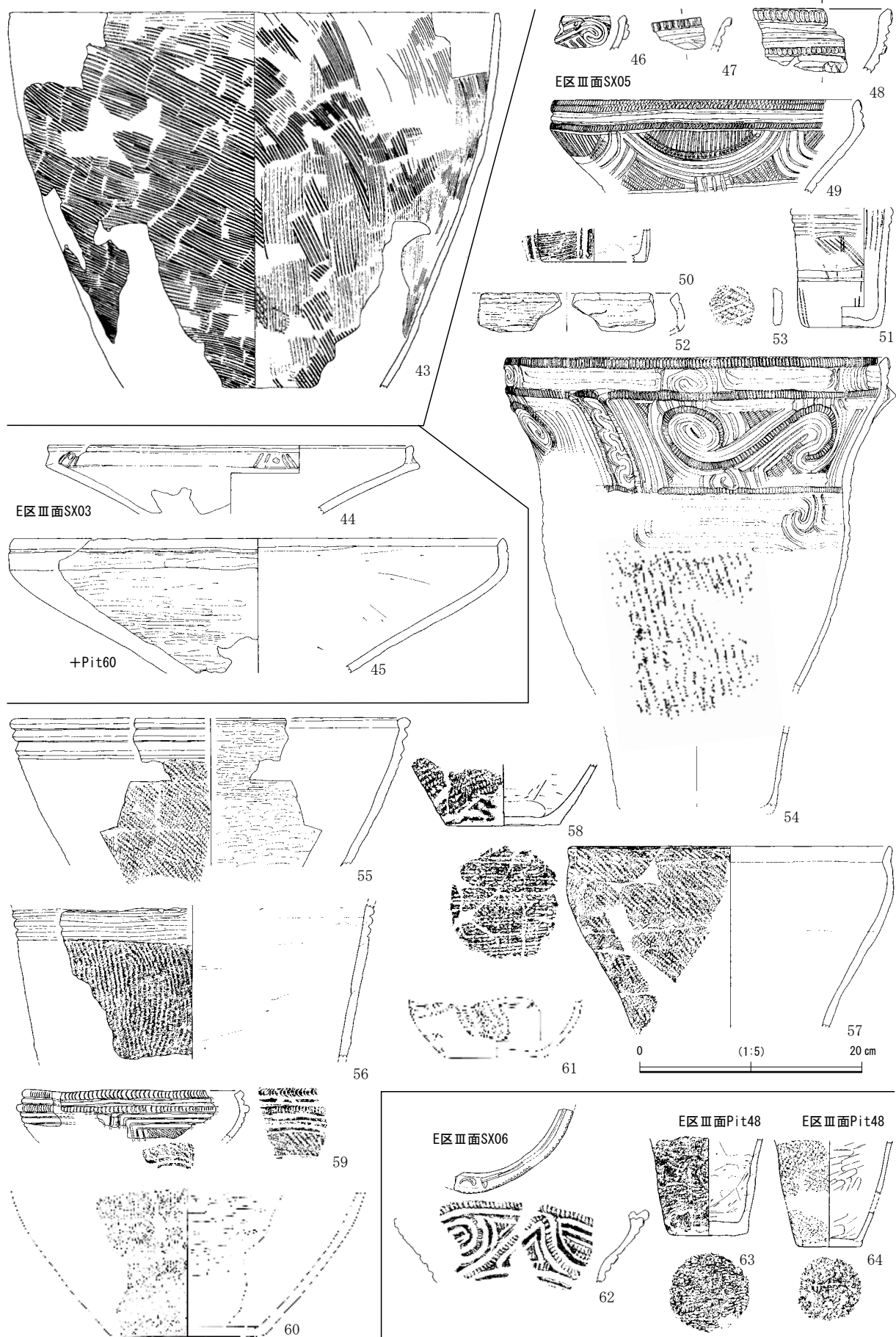
(SX01)と第8図59(SX05)は同一個体とされていたが縄文が異なり、別個体として遺構毎に提示した。SX02は石囲炉SK12を持ち、その上には堆積した集石(第5図中央下)があり、その下に34・37が出土(第5図右下)したようである。35は屈曲が強い鉢と思われ、中央部は貼付けた突起が剥がれている。左右の沈線文の間に櫛状刺突で擬縄文を持つので古串田新式だが、他は古府式である。42は2つの紐掛け孔を持つ楕円形の皿形で晩期前半と思われ、43は晩期中葉～後葉の条痕深鉢である。42・43は上層からの紛れ込みが指摘されている。SX03は石囲炉SX11を中心に想定されるが、SX11は崩れたか石が抜き取られている。台付浅鉢44・45があるが、口縁部の屈曲部の作り方が異なる。45はP60にも破片が出土しており、P60はやや大きな石が伴うことから土坑墓の可能性もあろう。SX05では、壁沿いにやや浅い窪みがあり、石囲い炉が抜き取られた可能性があるという。口縁部文様は刻み(47～49・54)が多く、C字状文59は少ない。54の胴部下半以下は幅の広い条の撚糸Rである。口縁部・頸部・胴部文様の境には区画文様として隆起線を持つ。口縁部の逆の字状渦巻き文は6単位である。頸部文様は縦2本の隆起線の間に連続S字状文を区画文様にして3単位、文様は5単位と思われ、胴部文様は頸部文様の下に入組み渦巻き文が5単位ある。施文は幅広の半截竹管文である。SX06の62は床直出土の古府式である。Pit27出土の粗製大型深鉢68と大型浅鉢67は、やや大きな石も伴う(第5図)ので、68を土器棺として67を蓋とした土器棺墓が想定されよう。SK13は65を敷いた炉であるが、66(御経塚式)は上層からの混入とされている。

71～234は包含層などから出土だが、235～241はトレンチ・東西アゼ・断面などからの出土なので上層の後・晩期の包含層の時期と思われる。71は口縁部下にC字状刻みを持つので徳前～新崎式であろう。72・74・75は太目の粘土紐などを貼り付けている。81・82は縄文の代わりに縦の列点文を充填し、83・84も同様である。86～94・96などは刻目隆起線と半隆起線とで渦巻き状文を持つ。97・99・104はややいびつな連弧状文を持つ。115～117は同一個体である。125・126は同一個体であり、幅広の半截竹管文で連弧状文などを施文する。波頂部の内外面とも縦の沈線で頭部を2つに分けており、三叉状文的である。127は連弧状文から延びるJ字状文が組み合わされるが、刻みなどを持たない。133～139は口縁部が楕円形になる台付鉢であり、133の連弧状文内部には上下に鋸歯状文が入る。134の連弧状文内には刺突文が入るが、134bは粗く浅い縄文である。140～153は浅鉢類であり、140以外は口縁部に刻みを持たない。149～151・153・154は短い渦巻き文を持つ。155～159は台部である。162・163は口縁が受け口状に開く壺形器形であり、164は短頸の壺であろうか。165～175は有孔鐔付土器であり、赤彩が多く、縄の撚りが異なる。176～178は土製円盤である。179はキャリパー器形の深鉢であり、2つの顔面表現を持つ。上には円形の孔を持ち、その下に眼と鼻を表現する。鼻は粘土貼り付である。顔面の横には短い渦巻き文をもち、間に縄文を充填する。180・181は外来系の土器で、内面に赤色顔料を塗布する。182も外来系である。183～187は櫛状具の刺突を持ち、188～193・196は貝殻文を刺突する。188の口縁部形態は飛騨地方の影響によるのであろう。200～209は半截竹管による半隆起線文を持つ古府式深鉢である。210・211・214は口縁部を無文にし、以下を縄文施文する。粗製深鉢の底部は、簾状圧痕が殆どである。225・226は縄文の撚りから有孔鐔付土器であろう。ナデ・ミガキ・ケズリ調整の粗製深鉢は227～231がある。232以降は、中期末以降とされた土器群で、233・234は後期中葉、235は八日市新保I式、236～238は御経塚式、241は弥生前期柴山出村式の赤塗り条痕壺である。

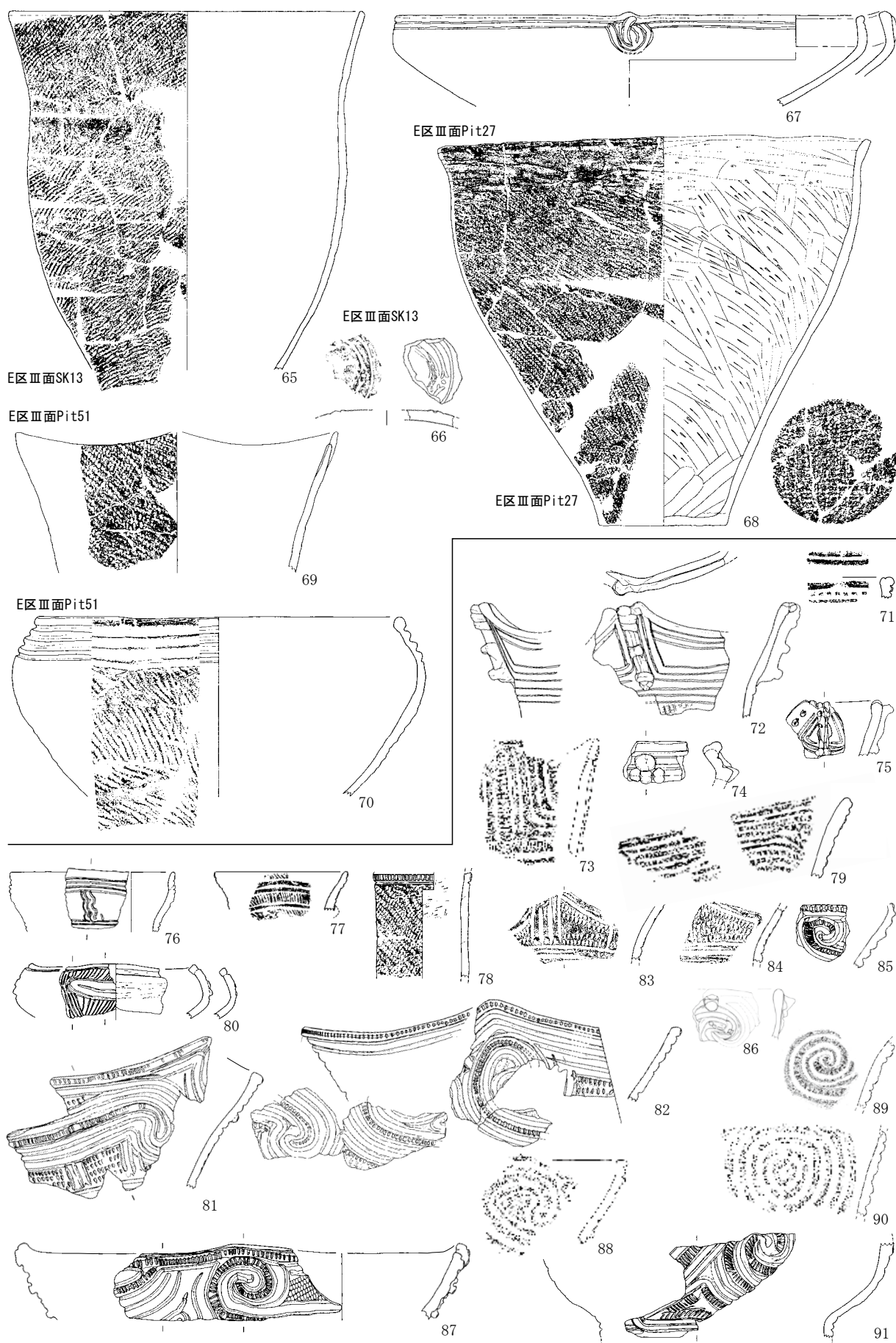
第16図242～257はD区出土の縄文土器で、古府式土器が主体である。249は串田新式、253は堀ノ内2式、254・255は御経塚式、257は中屋式、256は時期不明である。第16図258～274はB区出土の縄文土器である。258は頸部には長い蓮華状文を持つようであり、口縁部にはC字形爪型文を持つ。259は



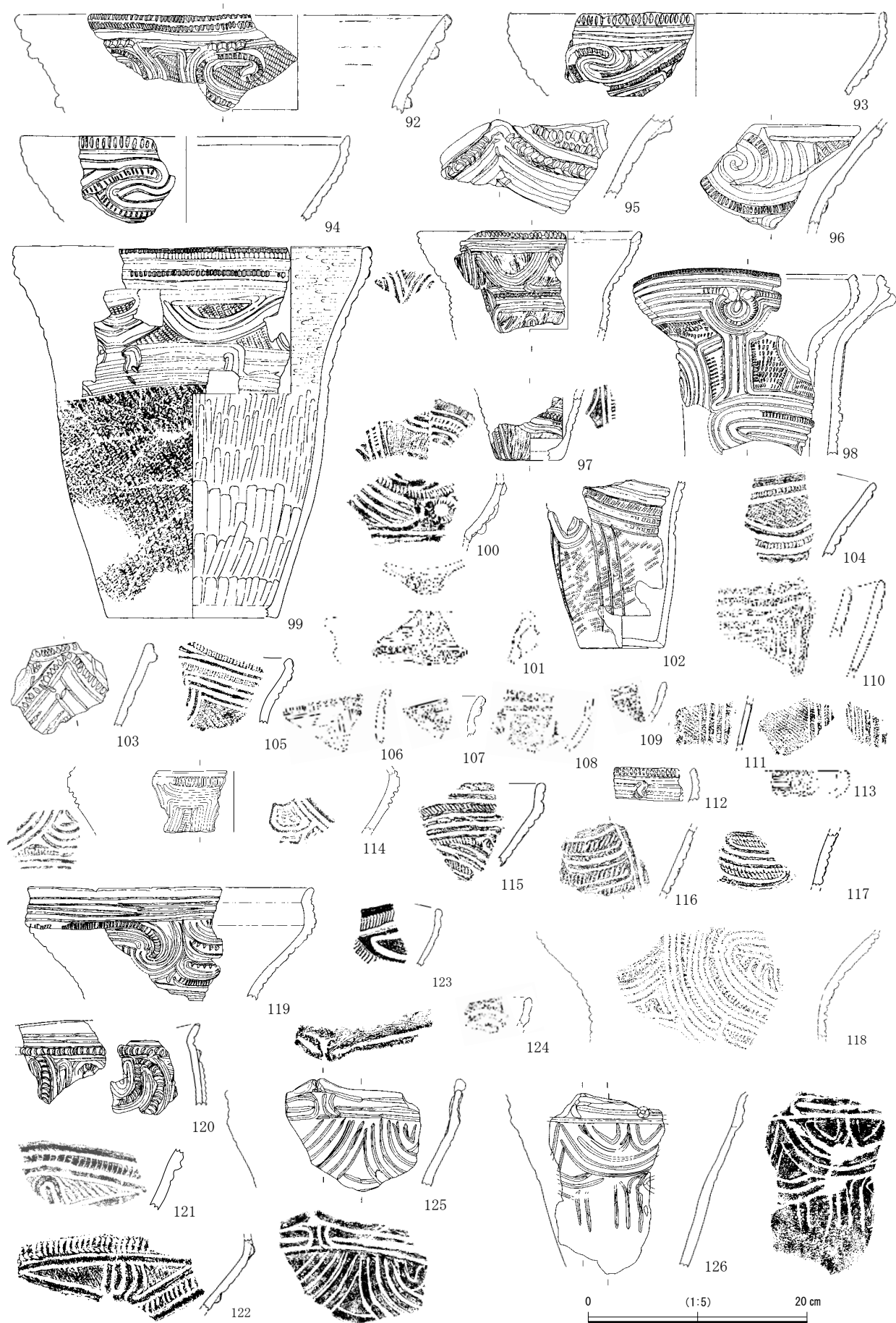
第7図 E区遺構出土縄文土器2 (S=1/5)



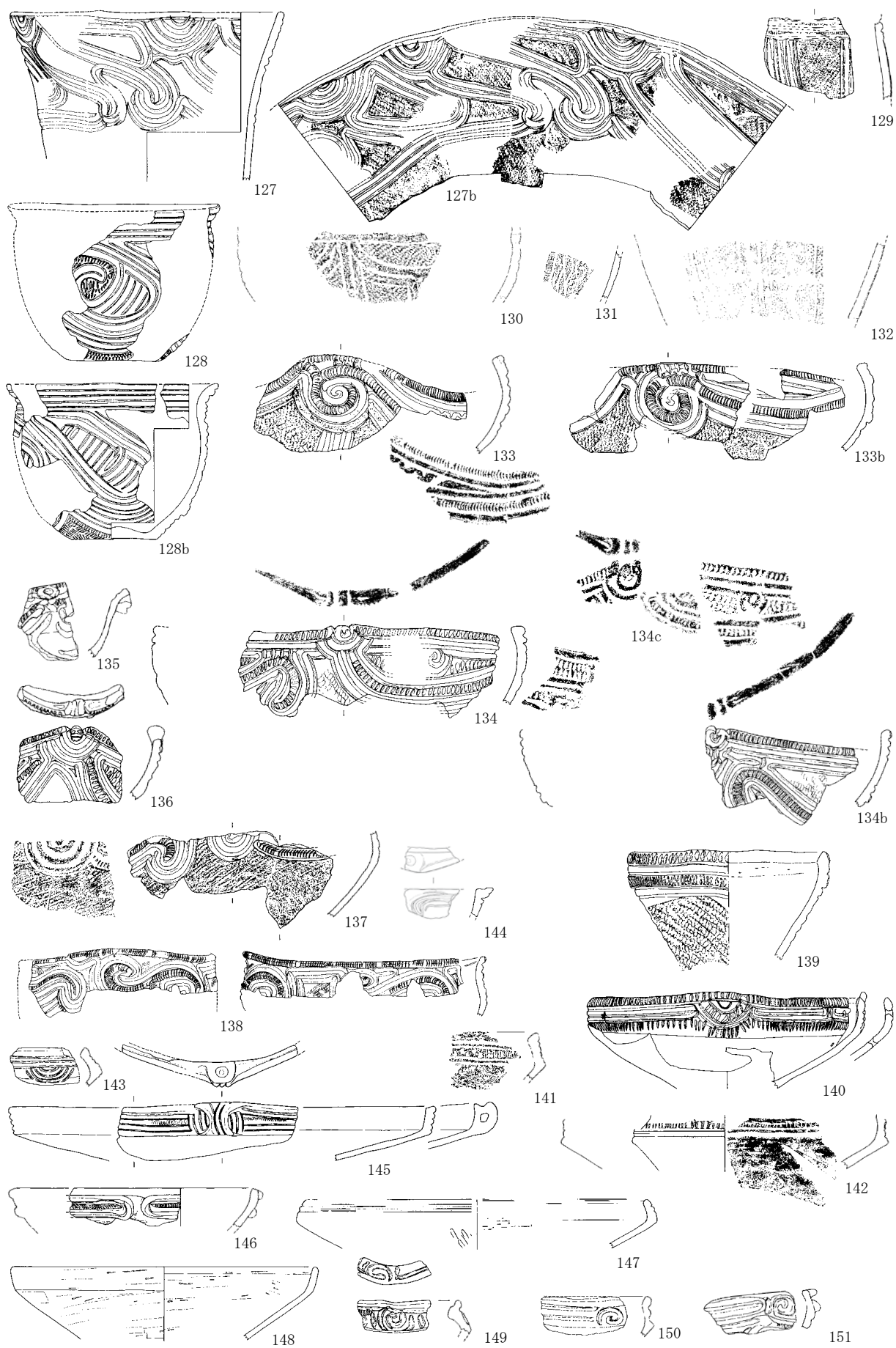
第 8 图 E 区遺構出土縄文土器 3 (S=1/5)



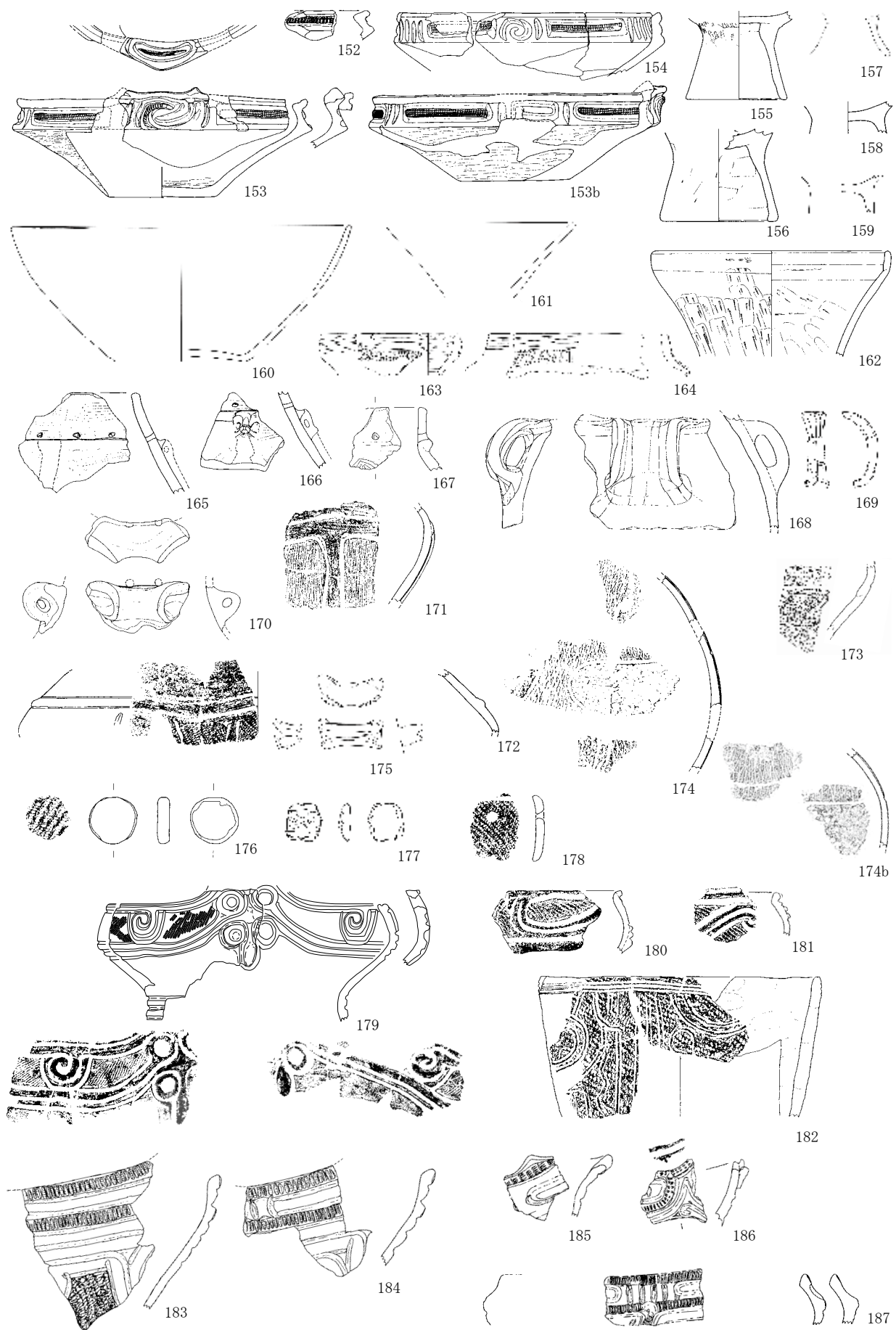
第9図 E区遺構・包含層出土縄文土器 (S=1/5)



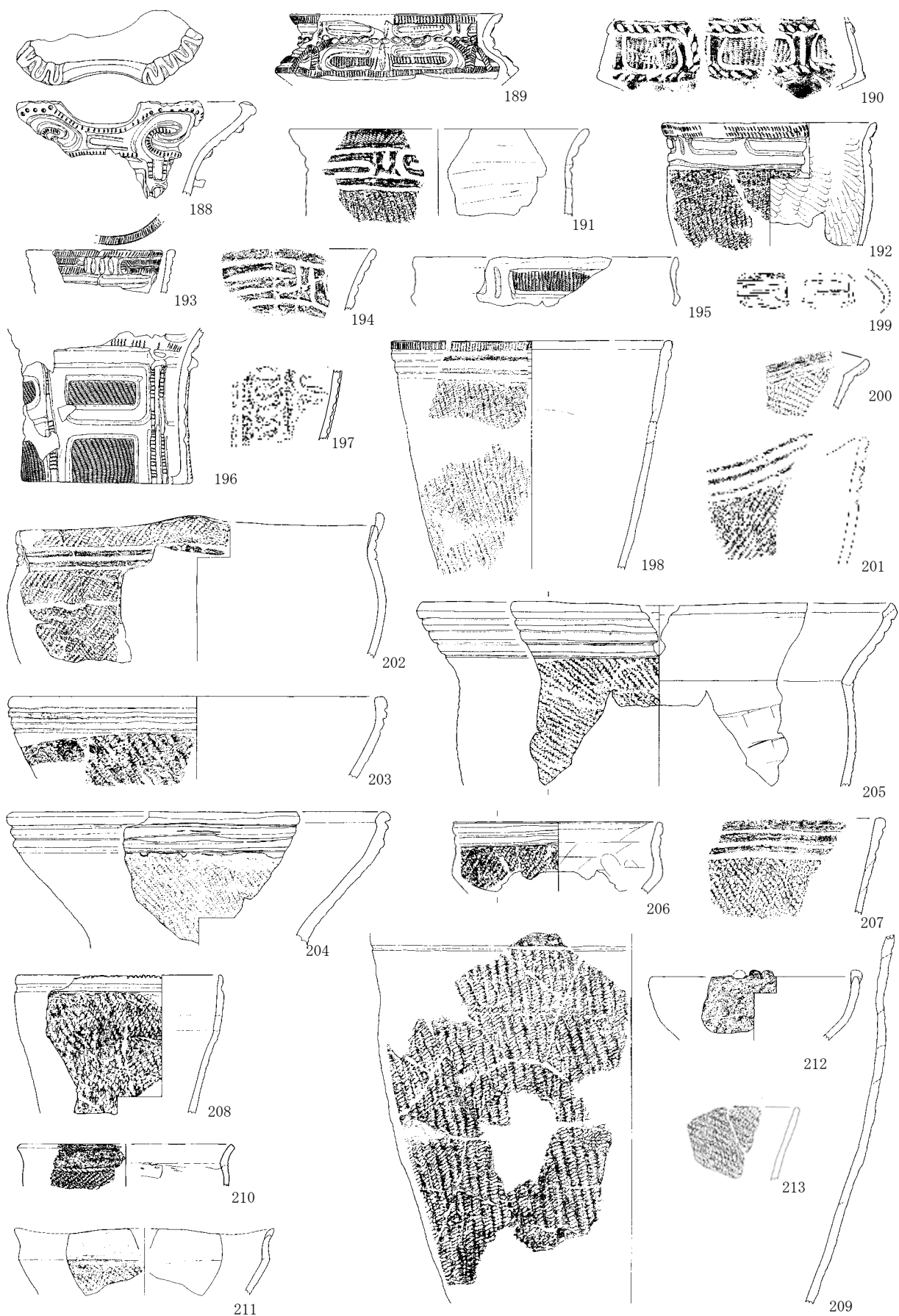
第10図 E区包含層出土縄文土器1 (S=1/5)



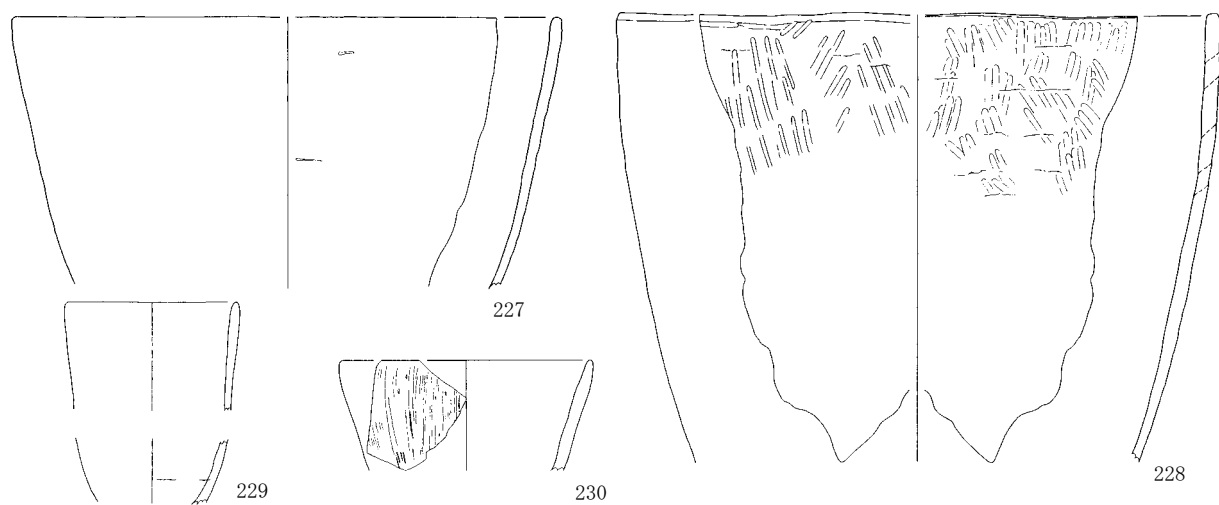
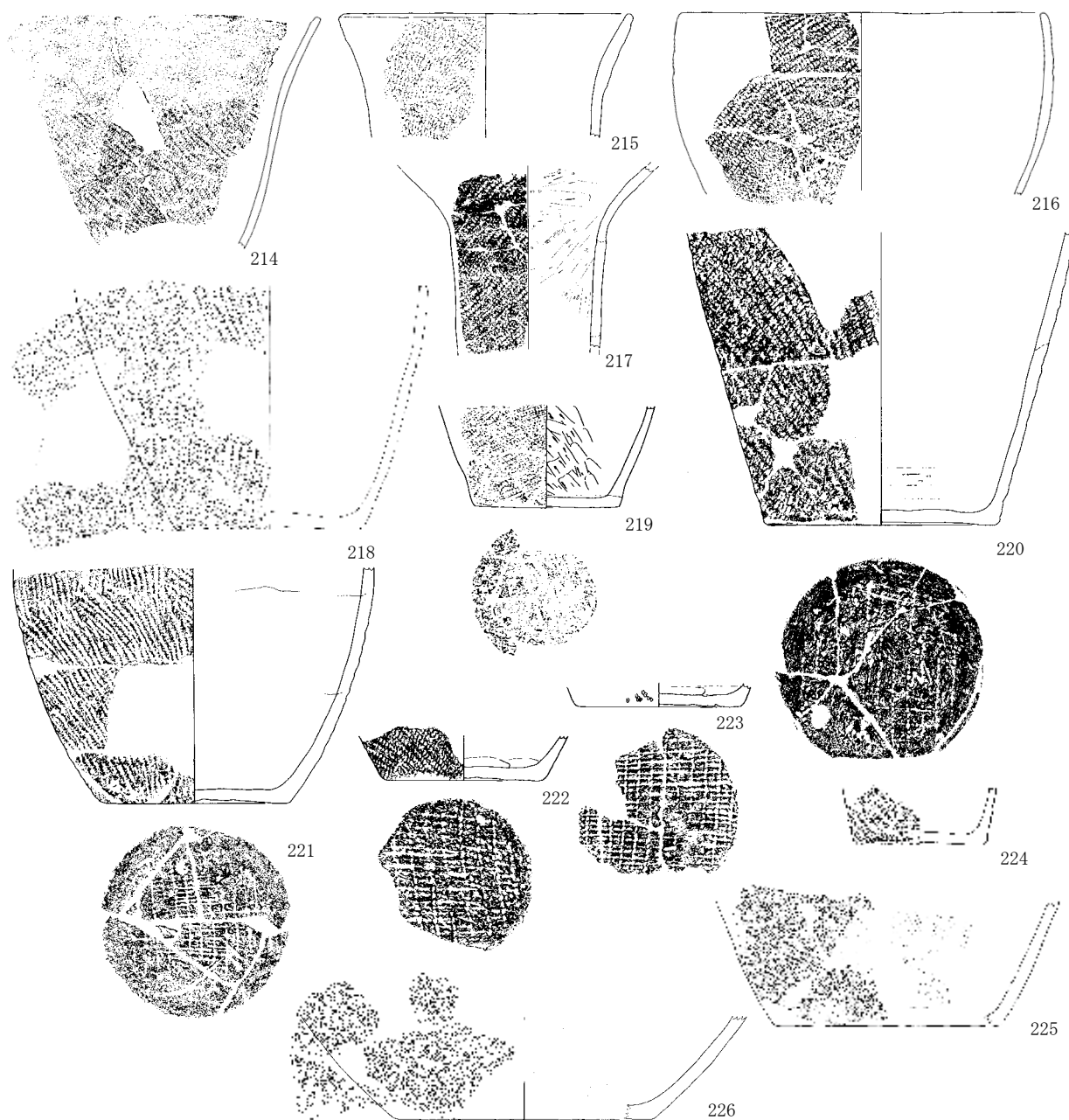
第 11 图 E 区包含层出土绳文土器 2 (S=1/5)



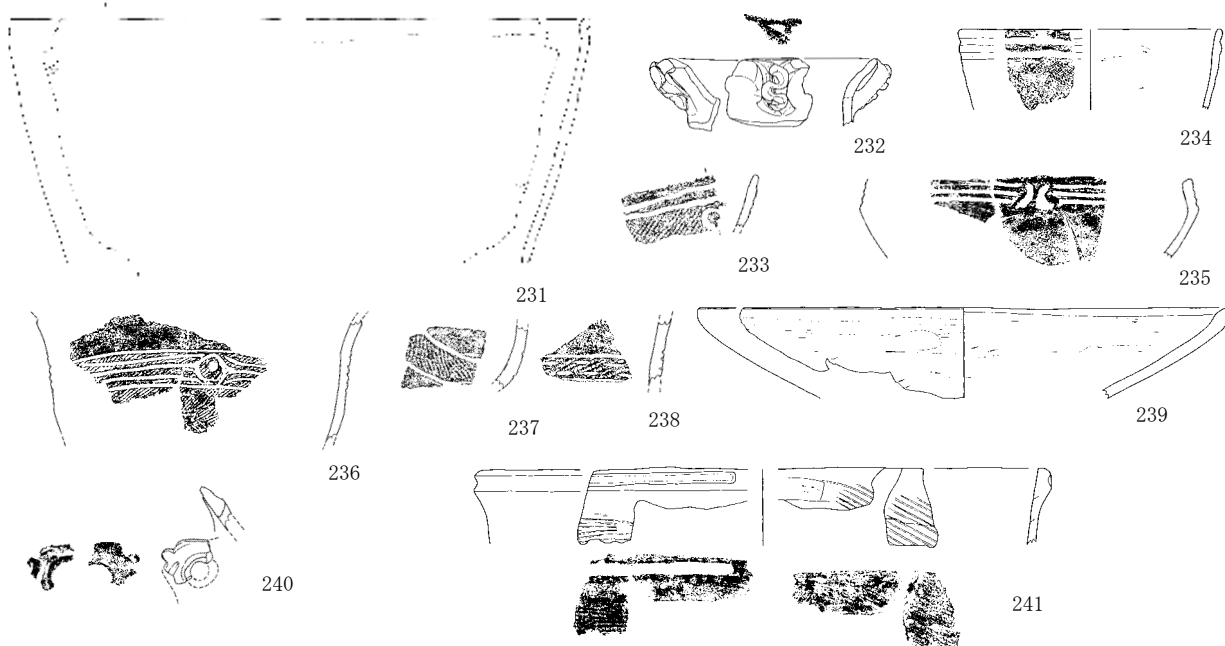
第12図 E区包含層出土縄文土器3 (S=1/5)



第13图 E区包含層出土縄文土器4 (S=1/5)



第14図 E区包含層出土縄文土器 5 (S=1/5)



第15図 E区包含層出土縄文土器 5 (S=1/5)

無文地に斜めの隆線を貼付け、サイコロ上の突起を貼り付けている。262・263は同一個体で、連弧状文は歪み円形の貼付け文を持つ。268～270は隆線に沿って押引き沈線文をもつ深鉢であり、胎土に金雲母を多く含むので信州産と思われる。271は御経塚式であり、272・273は御経塚～中屋式である。

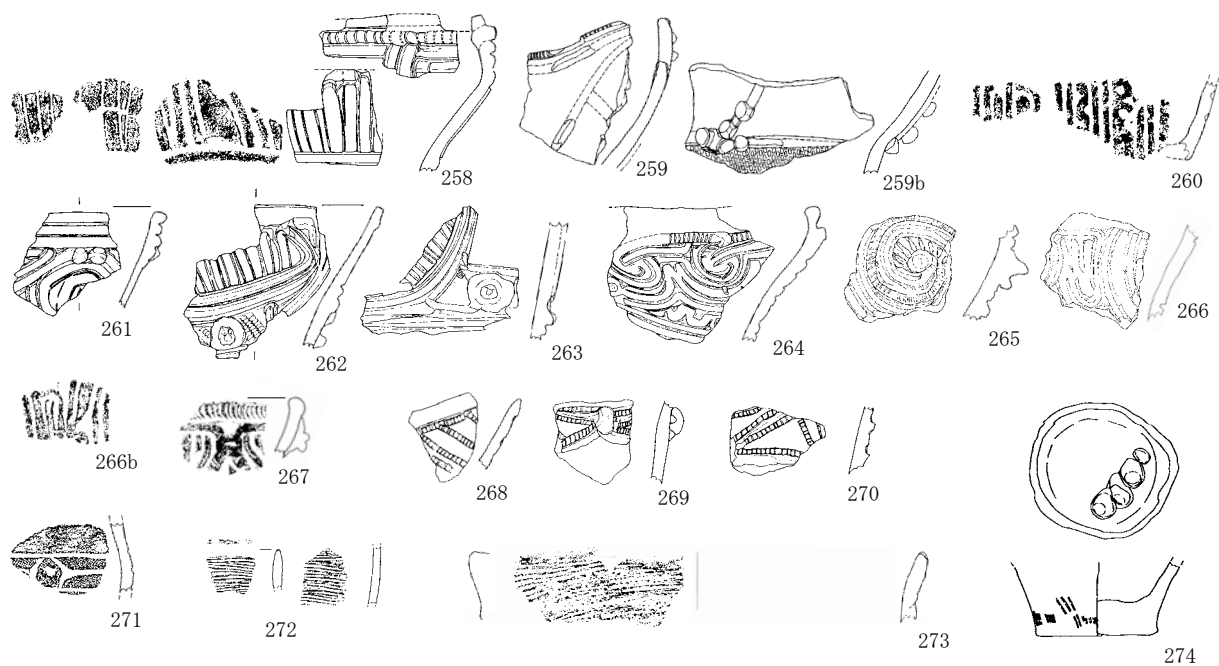
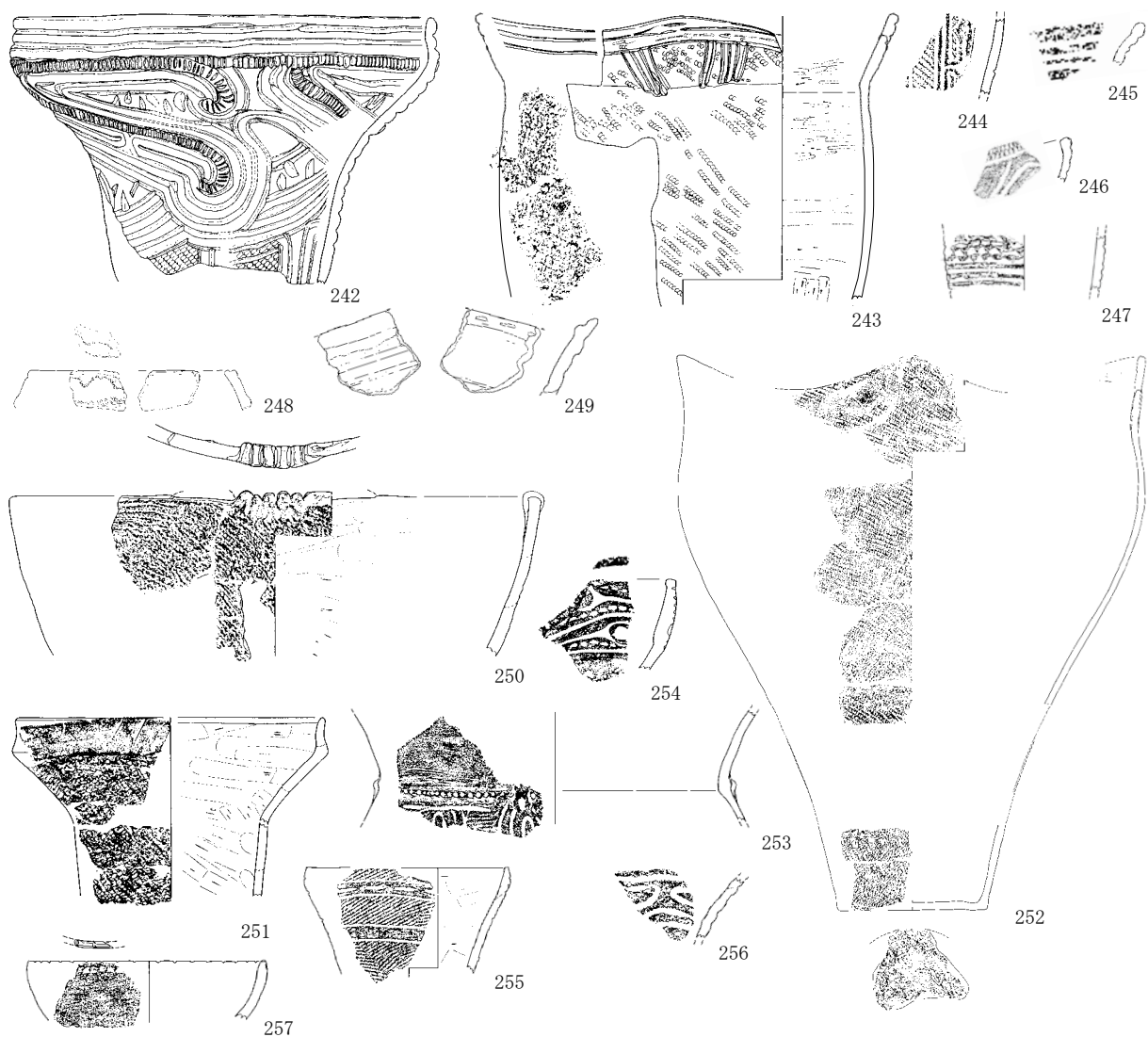
4. まとめ

徳丸遺跡は1期（縄文時代中期中葉～後葉）と2期（弥生時代中期後葉）が主体である。1期の縄文土器は、中期中葉～後葉（上山田式～串田新式）だが、71は中期前葉後半の徳前・新崎式と思われる。上山田式は72・74・75・79・141・144・244・248・258～260・264～266、古串田新式・串田新式は13～16・18・35・149～153・183～198・249があり、その他は古府式であろう。外来系は179～182が勝坂・大木・馬高式系の影響を受けているという。180・181は同一個体であり、内面に赤色顔料が塗布されている。187は大木8期などの影響を受けたものだが、海綿骨針を含むので在地産であろう。しかし、268～270の同一個体は金雲母を多く含むので信州産と思われる。188の口縁部形態は、飛騨地方の影響を受けたのであろう。54と197の文様は同じであるが、施文工具は54半截竹管：197棒状具、刻目は54ヘラ：197櫛状具、時期は54古府：197古串田新である。口縁部の逆の字状文は沈線で単線と組み合わせられており、149～151・154などと同じである。よって、54は古串田新式の直前となろう。

本稿は、報告書・情報誌46号に新たな資料（拓本・71・105）を加えて図版を作成した。観察表はページの関係で割愛したが、筆者の視点で並べたものである。石川県能登地方の縄文土器を理解する一助になれば幸いであり、各地方の視点でご教示を賜りたい。荒木智子、山崎嘉久氏の協力を得た。

参考文献

- 岡本恭一・横山 誠 2004 『徳丸遺跡』 石川県教育委員会・（財）石川県埋蔵文化財センター
 久田正弘 2022 「中能登町徳丸遺跡出土土器の紹介」 『石川県埋蔵文化財情報第46号』（公財）石川県埋蔵文化財センター



第 16 图 B・D区出土縄文土器 (S=1/5)